



平成 22 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鳴海 輝正
(J A S D A Q ・ コード 2743)

問合せ先

役職・氏名 取締役経営企画部長 田淵幸男
電話 03-6731-3412

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに会社法第 361 条の規定に基づき、金銭ではない報酬として当社の取締役（うち社外取締役 3 名）に対してストックオプションを付与することについての承認を求める議案を、平成 22 年 3 月 30 日開催予定の第 24 期定時株主総会に提案することの決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同株主総会において「取締役 7 名（社外取締役含む）選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は 7 名（社外取締役含む）となります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

会社業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、当社取締役及び従業員ならびに当社子会社取締役及び従業員に対し、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,500 株を上限とする。

このうち、当社取締役に対して普通株式 1,350 株（社外取締役 450 株）を本議案承認の日から 1 年以内の日に発行することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる 1 株未満の端数については、これを切

り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の数の上限

2,500個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う）。このうち、当社取締役が付与する新株予約権は1,350個（社外取締役450個）を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権（新株予約権付社債も含む）行使の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てにかかる取締役会決議の日より2年を経過した日から5年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社取締役、監査役及び従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は地位喪失後1年間（ただし、権利行使期間内に限る）または権利行使期間開始の日より1年以内のいずれかの期間に限り権利行使をなしうるものとする。なお、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他の行使条件については、本株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が、(8) ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③その他の取得事由及び取得条件については、本株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(7)に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
 - ⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (12) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- (14) 新株予約権のその他の内容
新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬等に関する事項

当社の取締役の報酬額は、平成14年3月29日開催の当社第16期定時株主総会において、年額200百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対する上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、本議案承認の日から1年の年額30百万円以内(うち社外取締役10百万円以内)として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

(注) 上記の内容については、平成22年3月30日開催予定の当社第24期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上